

和歌山県立医科大学修学奨学金（臨床研修者用）貸付事務取扱要領

制 定 平成18年8月29日

最終改正 平成23年2月22日

（目的）

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）卒業後、本学において、臨床研修（以下「研修」という。）をする意思のある学生に対する修学奨学金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関する事項を定め、もって将来の和歌山県の医学、医療の発展に貢献することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付対象者は、卒業後本学において2年間の研修を行う意思のある本学医学部6年生とする。

（貸付人員）

第3条 貸付人員は、本学医学部定員の2割程度を限度とする。（ただし、予算の範囲内）

（貸付金額等）

第4条 貸付金額は、月額100,000円を限度とし、貸付金を希望する者（以下「申請者」という。）の選択により下記の金額を貸し付ける。

（1） 月額 50,000円

（2） 月額 100,000円

2 貸付利率は、無利子とする。

3 貸付方法は、貸付決定者本人の希望口座に毎月末振り込むものとする。ただし、事務の都合上2か月分以上合わせて振り込むことがある。

（募集及び貸付期間）

第5条 貸付金の募集は毎年度4月に行い、貸付期間は4月から翌年3月までの12か月間とする。ただし、追加募集を行う場合、貸付期間は募集月の翌月から翌年3月までとする。

（貸付金の申請）

第6条 申請者は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

（1） 貸付金申請書 （様式1）

（2） 貸付金申請理由書 （様式2）

（3） 誓約書 （様式3）

（4） 保証人の印鑑証明書

（保証人）

第7条 貸付金の申請に際しては、貸付金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

2 保証人は、貸付金を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、貸付けを受けた者が返還できない場合（貸付けを受けた者の死亡による場合を含む。）はその者の代わりに貸付金を返還する。

3 保証人は、貸付金申請書に署名するものとする。

（選考及び貸付けの決定）

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付けの適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により貸付けの適否を決定したときは、貸付金貸付決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

（借用証書）

第9条 貸付金の貸付けを受ける者は、貸付金貸付借用証書（様式5）に収入印紙をちょう付して理事長に提出しなければならない。

（貸付けの決定の取消し及び貸付けの休止）

第10条 理事長は、貸付金の貸付けを受けている者（以下「修学奨学生」という。）が貸付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

（1）退学（死亡、心身の故障による退学を含む。）したとき。

（2）本学で研修を行う意思がなくなったことにより、貸付けを辞退したとき。

（3）性行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。

（4）その他目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、修学奨学生が大学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで貸付金の貸付けを休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた貸付金があるときは、その貸付金は、当該修学奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 理事長は、前2項の規定に基づき貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止するときは、貸付金貸付取消通知書（様式6）又は貸付金貸付休止通知書（様式7）により当該貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止する修学奨学生に通知するものとする。

4 理事長は、修学奨学生が大学に復学したときは、貸付金の貸付けを再開し、修学金貸付再開通知書（様式8）により修学奨学生に通知するものとする。

（貸付金の返還）

第11条 修学奨学生は、医師免許を取得後、直ちに本学において研修を開始しなければならない。

2 貸付金は、修学奨学生が医師免許取得後本学において研修を開始した月の翌月から2年間で返還するものとする。

- 3 貸付金の返還は、原則均等月賦とし、指定した日までに支払うものとする。
- 4 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の全額と貸付けを受けた日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、年10%の利息を付けて、当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに一括返還しなければならない。
 - (1) 本学で研修しないとき。
 - (2) 研修を中止したとき。
 - (3) 医師免許を取得しないとき。
 - (4) 卒業後2年以内に医師免許を取得できなかったとき。
 - (5) 貸付金の最終振込月から1年以内に本学学部を卒業できなかったとき。
 - (6) 前条の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。

(返還期限の延長)

- 第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する貸付金の返還期限を延長することができる。
- 2 前項の規定により貸付金の返還期限の延期を求めようとする者は、貸付金返還期限延期申請書(様式9)を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

- 第13条 貸付金の貸付けを受けた者が、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(貸付金の返還の猶予)

- 第14条 貸付金の貸付けを受けた者が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は貸付金の返還を猶予する。
- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
 - (2) 医師免許を取得できなかったとき。ただし、返還猶予期間は最長2年とする。
 - (3) 育児休業の間
 - (4) 本学大学院に進学したとき。ただし、標準修業年限を越えての猶予はできない。
 - (5) その他理事長が認めたとき。
- 2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者(以下「返還猶予申請者」という。)は、貸付金返還猶予申請書(様式10)に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項の貸付金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第15条 貸付金の貸付けを受けた者で貸付金の返還が完了していない者は、次の各号の

いずれかに該当するときは、届出書（様式11）にその該当する事実を証する書面を添えて30日以内に理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 大学又は大学院を退学したとき。
 - (3) 研修を中止したとき。
 - (4) 大学又は大学院における修学、研修の修了に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (5) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は保証人が死亡したとき若しくは破産の宣告を受けたとき。
 - (6) 本学卒業後、2年以内に医師免許を取得できなかったとき、又はしなかったとき。
- 2 保証人は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(補足)

第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月22日から施行する。

様式1 (第6条関係)

和歌山県立医科大学修学奨学金申請書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

申請者 (本人) 氏名 印

和歌山県立医科大学修学奨学金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	印			
保 証 人	現住所	〒 電話 ()			
	帰省先住所	〒 電話 ()			
保 証 人	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	実印			
	現住所	〒 電話 ()		申請者との関係	

借受け希望期間	年 月 から 年 月 まで
借受け希望金額	月額 円
振込口座番号	銀行 支店 預金種目 口座番号

様式3 (第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

申請者氏名 印

住 所

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付制度の趣旨に従い、卒業後本学において臨床研修を行うことを確約します。

様式第4（第8条関係）

（その1）

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付決定通知書（貸付けをする場合）

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付で申請のあった和歌山県立医科大学修学奨学金については、下記のとおり貸付けすることに決定しましたので通知します。

記

1 貸付総額 円

2 貸付月額 円

3 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4（第8条関係）
（その2）

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付決定通知書（貸付けをしない場合）

年 月 日

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付で申請のあった和歌山県立医科大学修学奨学金については、下記の理由により貸付けしないことに決定しましたので通知します。

記

和歌山県立医科大学修学奨学金借用証書

金 _____ 円也

収
入
印
紙

和歌山県立医科大学修学奨学金として _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで、月額 _____ 円の貸付金を上記のとおり借用します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

決定番号 第 _____ 号

住 所

氏 名 _____ 印

上記の者が受ける和歌山県立医科大学修学奨学金については、本人と連帯してその債務を負担します。

保証人住所

保証人氏名 _____ 印

様式第6（第10条関係）

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付取消通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

あなたは、 年 月 日から和歌山県立医科大学修学奨学金の貸付けを受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学修学奨学金貸付事務取扱要領第10条第1項第 号に該当しますので、 年 月分から貸付けを取り消します。

取
り
消
し
の
事
由

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付休止通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

あなたに対し、下記のとおり和歌山県立医科大学修学奨学金の貸付けを休止することに決定したので、通知します。

記

貸付けを受けている者の氏名					
貸付決定総額	円	貸付決定番号	第 号	貸付月額	円
貸付休止期間	年 月分から 年 月分まで				
休 止 事 由					

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付再開通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 理 事 長 ○○○○○

印

年 月 日付け第 号で貸付けを休止した和歌山県立医科大学修学奨学金については、
下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 貸付月額 円
- 2 貸付期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既貸付額 円
- 4 既貸付期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由

和歌山県立医科大学修学奨学金返還期限延長申請書

1 返還すべき額 _____ 円

2 返還延期の理由

3 延 期 期 間 _____ 年 月 日 から

_____ 年 月 日 まで

上記のとおり和歌山県立医科大学修学奨学金の返還期限の延長を申請します。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

決定番号 第 _____ 号

住 所

氏 名 _____ 印

和歌山県立医科大学修学奨学金返還猶予申請書

1 返還未済額 _____ 円

2 猶予を受けようとする理由

3 猶予を受けようとする期間 _____年 ____月 ____日 から

_____年 ____月 ____日 まで

上記のとおり和歌山県立医科大学修学奨学金の返還の猶予を申請します。

_____年 ____月 ____日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

決定番号 第 _____号

住 所

氏 名 _____ 印

届 出 書

1 届出事項

2 届出事項の発生年月日 年 月 日

3 届出内容

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学
理 事 長 ○○○○○ 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名 印